

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	青塚新町	全域	% 50	1.1	—	—	中 6.8	中 6.8		
い	池野地区	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		1 荒田、岩穴、押出、垣ノ内、北平、北高根、御殿屋敷、古山、十三塚、篠平、高洞、滝ヶ洞、寺洞、樋ノ口、西山、二ノ谷、八曾、百廻り、古新田、洞奥、藪ヶ洞、破岩、斧研、与三ヶ洞、芳ヶ洞								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—	純 16	純 24	—	—		
		（2）上記以外の地域	40	1.1	中 26	中 34	純 8.8	純 8.8		
		2 牛岩、大門、仲屋敷、東桑原	40	1.1	中 26	中 30	中 13	中 13		
		3 裏山、富士山	40	1.1	中 68	中 48	中 13	中 13		
		4 井ノ元、北洞、郷中、高根、野中、白山洞、南高根	40	1.1	中 32	中 30	中 4.7	中 4.7		
		5 上記以外の地域								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—	純 12	純 21	—	—		
		（2）上記以外の地域	40	1.1	中 19	中 30	中 8.9	中 8.9		
	池野安楽寺 1～4 丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 12	純 21	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中 19	中 29	中 12	中 12		
	犬山	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	中 24	中 31	中 3.7	中 3.7		
	今井	農業振興地域内の農用地区域		—	純 13	純 25	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中 18	中 31	中 7.4	中 7.4		
	今井 1～8 丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 11	純 21	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中 16	中 26	中 15	中 15		
う	梅坪 1～3 丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 19	純 25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 24	中 34	—	—		
か	楽田地区	市街化区域								
		1 路線価地域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		2 上記を除く犬山高根洞工業団地	50	1.1	—	—	—	—		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田地区	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 犬山南ニュータウン、つつじヶ丘団地、二ノ宮団地	50	1.1	—	—	—	—		
		2 北大門、北洞、高根洞、堂屋敷、蓮池、洞田、宮山、向山								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—純	12純	18	—	—		
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	32中	42中	21中	21	
		3 倉曾洞								
		（1）倉曾団地	50	1.1	—	—	—	—		
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	41中	39中	29中	29	
		4 上記以外の地域								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—純	22純	26	—	—		
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	32中	40中	5.1中	5.1	
	楽田青塚１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.8中	5.8	
	楽田安師	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.8中	5.8	
	楽田一色浦	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.8中	5.8	
	楽田今村	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.1中	5.1	
	楽田内久保１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	6.9中	6.9	
	楽田打越１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.1中	7.1	
	楽田大橋１～３丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	9.1中	9.1	
	楽田勝部前１丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.1中	5.1	

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田上沼１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	8.0
	楽田小針	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	6.8
	楽田地蔵池	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.8
	楽田大円１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.8
	楽田鶴池	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.8
	楽田天神１～３丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.6
	楽田長塚西	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田長塚東	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田西浦１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田西野１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	9.4
	楽田巾１～３丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.8
	楽田原西	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田原東	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田東追分	農業振興地域内の農用地区域		一純	21	純	26	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田三ツ塚	農業振興地域内の農用地区域	%	倍 一純	倍 21純	倍 26	倍 —	倍 —	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中 31	中 40	中 5.1	中 5.1		
	楽田山ノ田 1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 21純	倍 26	倍 —	倍 —	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中 31	中 40	中 6.9	中 6.9		
く	栗栖	草野	40	1.1	中 26	中 25	純 2.5	純 2.5		
		大平、荒神洞	40	1.1	中 41	中 25	純 6.8	純 6.8		
		上記以外の地域	40	1.1	中 26	中 25	純 4.8	純 4.8		
こ	木津	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	— 中 23	—	—	—		
	五郎丸	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		1 犬山ニュータウン、（犬山）目の出 団地	50	1.1	—	—	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中 26	中 34	中 6.6	中 6.6		
	五郎丸東 1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 19純	倍 25	倍 —	倍 —	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中 24	中 34	中 6.6	中 6.6		
	四季の丘 1～7丁目	全域	50	1.1	—	— 中 13	中 13			
せ	善師野	裏田、小戸、小橋、下向野、中田、伏屋								
		1 農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 21純	倍 38	倍 —	倍 —	倍	倍
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 51	中 6.3	中 6.3		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 21純	倍 33	倍 —	倍 —	倍	倍
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 44	中 6.4	中 6.4		
	善師野 1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 21純	倍 33	倍 —	倍 —	倍	倍
		上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 44	中 13	中 13		
	善師野台 1～4丁目	全域	50	1.1	中 27	中 51	中 13	中 13		
た	田口 1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍 一純	倍 28純	倍 38	倍 —	倍 —	倍	倍
		上記以外の地域	40	1.1	中 36	中 51	中 13	中 13		
つ	継鹿尾	全域	40	1.1	中 49	中 30	純 6.4	純 6.4		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
と	塔野地	青木団地、犬山さくらヶ丘団地、城東団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		国道41号沿い	50	1.1	中	29中	48中	6.4中	6.4	—
		大畔、田口洞	50	1.1	中	56中	72中	17中	17	—
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	23純	35	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	29中	48中	13中	13	—
		塔野地北1～4丁目		—純	19純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	—
		塔野地杉1・2丁目		—純	25純	33	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	33中	45中	6.6中	6.6	—
	塔野地西1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	—
	富岡	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	30	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	27中	40中	6.3中	6.3	—
	富岡東1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	—
	富岡南1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	—
は	羽黒	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—
		市街化調整区域								
		1 （犬山）日の出団地、椿台団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		2 鳥茸、根比敷、根比敷取茸片平	50	1.1	中	53中	33中	19中	19	—
		3 上記を除く新郷瀬川下流に向かって 右側の地域								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	25	—	—	—	—
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	5.6中	5.6	—
		4 上記以外の地域								

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒	（１）農業振興地域内の農用地区域	%	倍 一純	倍 20純	倍 26	倍 —	倍 —	倍	倍
		（２）上記以外の地域	50	1.1 中	29中	40中	5.0中	5.0		
	羽黒朝日１～６丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	40中	6.0中	6.0		
	羽黒稲葉西１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒稲葉東	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒起	農業振興地域内の農用地区域		一純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	30中	34中	4.8中	4.8		
	羽黒恩田島	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	34中	6.6中	6.6		
	羽黒菊川	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	40中	6.6中	6.6		
	羽黒栄１～４丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒桜海道１丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒新赤坂	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	25中	35中	6.6中	6.6		
	羽黒新田	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		１ （新田）星和苑、椿台団地、南椿台団地	50	1.1	—	—	—	—		
		２ 主要地方道春日井各務原線沿い、都市計画道路犬山公園小牧線沿い								
		（１）農業振興地域内の農用地区域		一純	22純	27	—	—		
		（２）上記以外の地域	50	1.1 中	32中	40中	4.8中	4.8		
		３ 上記以外の地域								

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒新田	（１）農業振興地域内の農用地区域	%	倍 一純	倍 24純	倍 29	倍 —	倍 —	倍	倍
		（２）上記以外の地域	50	1.1	中 34中	42中	4.8中	4.8		
	羽黒新外山	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒摺墨	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒惣境	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	6.6中	6.6		
	羽黒高橋 1 ～ 4 丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	40中	6.6中	6.6		
	羽黒堂前	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒成海西	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	40中	6.6中	6.6		
	羽黒成海南	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	40中	6.6中	6.6		
	羽黒鉾添 1 ～ 3 丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒安戸西 1 ・ 2 丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒安戸南 1 ・ 2 丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 25中	35中	6.6中	6.6		
	羽黒余町	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 29中	34中	5.4中	5.4		
	橋爪	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	—	—	—	—		
	橋爪東 1 ～ 6 丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 24中	34中	6.6中	6.6		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ま	前原	前原台団地（１～６丁目）	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		犬山日の出団地、犬山前原苑	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		西沢、西町、東野畔、東町、南中根								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	40純	38	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	51中	51中	6.8中	6.8	
		橋爪山	50	1.1	中	55中	34中	13中	13	
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	28純	38	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	36中	51中	13中	13	
	前原１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	26純	33	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	33中	45中	6.6中	6.6	
	前原味鹿１・２丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.6中	6.6	
	前原西１～５丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	
も	前原南１～４丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.6中	6.6	
	もえぎヶ丘１～３丁目	全域	50	1.1	—	—中	13中	13		
	桃山台１・２丁目	全域	50	1.1	—	—中	7.2中	7.2		
	上記以外	全域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		